

令和6年度採用

山武郡市広域行政組合会計年度任用職員募集要項

教育支援課 教育相談係

この選考は、山武郡市広域行政組合教育支援課においての事務を行う一般事務員として採用するために行うものです。

1 職種、採用予定人数、職務内容、応募要件

職 種	一般事務
採用予定人数	1名
主な職務内容	山武郡市内の小・中学校等への書類配付、Excel▶Wordによるデータ入力・伝票処理、窓口・電話対応等
応募要件	年齢、学歴不問

2 勤務条件

身 分	地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員 (パートタイム)
任 用 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで ※ ただし、任用から1か月間は条件付採用期間となります。 (実際の勤務日数が15日に達するまでは条件付採用期間は延長となります。)
勤 務 場 所	山武郡市振興センター (東金市東岩崎1-17)
勤 務 時 間	午前9時から午後3時まで (週15時間程度)
休 憩 時 間	正午から午後1時まで
報 酬	時間額1,026円 (金額には地域手当相当額が含まれます。) ※ 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規程に基づき時間額を決定します。

費用弁償	通勤・出張に係る交通費相当額が支給されます。
時間外勤務	ありません。
期末手当	支給されません。
報酬支給日	月末締め、原則翌月15日払い
退職手当	支給されません。
休日等	山武郡市広域行政組合の休日に準じる ※毎週土・日、祝日及び年末・年始の休業日
休暇等	年次有給休暇、特別休暇（有給・無給）等 ※任用期間、勤務時間等により、取得要件や日数が異なります。
社会保険料	加入しません。
雇用保険	加入しません。
災害補償	公務上又は通勤途上の災害として認められた場合は補償されます。
分限	分限処分の対象となります。
懲戒	懲戒処分の対象となります。

そ の 他	<p><条件付採用></p> <p>地方公務員法の規定により、採用後1か月間は、条件付での採用となります。再度の任用の際も条件付採用となります。（採用後、1か月間の勤務日数が15日に達するまで条件付採用期間が延長されます。）</p> <p><再度の任用></p> <p>会計年度任用職員の募集・採用は、原則、公募により行いますが、会計年度任用職員として採用された後、勤務実績に基づく能力の実証等により、公募によらず2回目まで任用されることがあります。（最長3年間任用されることがあります。その後も改めて応募していただくことができます。）</p> <p><報酬及び費用の弁償></p> <p>「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の定めるところにより支給されます。</p>
-------	---

3 申込手続等

(1) 任用申込書の請求方法

ホームページからダウンロード又は教育支援課教育相談係で配布

(2) 提出書類

会計年度任用職員任用申込書

※ 顔写真添付欄に、最近6月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き、縦4cm×横3cm、無背景）を貼付してください。

(3) 提出方法

申込は、持参及び郵便のみ（Eメール等不可）とします。

※ 持参の場合 下記の受付期間内に直接持参してください。

※ 郵便の場合 受付終了日必着とします。

なお、封筒の表面には、「会計年度任用職員 任用申込書在中」と朱書きし、裏面には必ず住所及び氏名を記載してください。

(4) 提出先

千葉県東金市東岩崎1番地17

山武郡市広域行政組合 教育支援課 教育相談係

(5) 受付期間

令和6年1月22日（月）～2月5日（月）（土、日を除く。）

午前8時30分から午後5時00分まで（日時厳守）

4 選考方法

書類選考及び個別面接を行います。

(1) 選考日 令和6年2月9日(金)

(面接時間については、後日ご連絡します。)

(2) 会場 山武郡市振興センター2階 第2会議室

(3) 合格発表 令和6年3月上旬

(選考結果については、申込みをされたご本人宛に書面により、通知いたします。)

5 注意事項

- (1) 応募要件がないこと及び任用申込書等提出書類に虚偽の記載があったことが判明したときは、任用を取り消す場合があります。
- (2) 選考の際、提出された書類はお返ししません。
- (3) また、選考及び採用に際して取得した個人情報は、選考及び採用に関する事務以外の目的で使用されることはありません。ただし、採用者の個人情報は、人事情報として使用します。

※ 次のいずれかに該当する方は申し込むことができません。

(地方公務員法第16条)

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの方またはその執行を受けることがなくなるまでの方
- ・ 山武郡市広域行政組合職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた方
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている方（心神耗弱を原因とするもの以外）も欠格条項に該当します。

6 問い合わせ先

山武郡市広域行政組合 教育支援課 教育相談係 担当者：小安

(電話) 0475-54-0254